

亀山市子どもの出生祝金条例を廃止する条例をここに公布する。

令和7年3月31日

亀山市長 櫻井 義之

亀山市条例第21号

亀山市子どもの出生祝金条例を廃止する条例

亀山市子どもの出生祝金条例（平成23年亀山市条例第34号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和7年4月2日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日前にこの条例による廃止前の亀山市子どもの出生祝金条例（以下「旧条例」という。）の規定による子どもの出生祝金（以下「祝金」という。）の支給を受けることができる者であつて、祝金の支給を受けていないものに係る祝金の支給については、令和8年3月31日までの間は、なお従前の例による。この場合においては、旧条例第4条第2項の規定は適用せず、随時支給するものとする。